

働き方改革法案直前対策！！

主催：柳田メディア(株) 共催：オービックビジネスコンサルタント(株)

～わが社の働き方改革を急げ～

『労働基準法改正の重要ポイントと

長時間労働対策の具体的な方法』セミナー



第1部 (60分)

『労働基準法改正の重要ポイントと長時間労働対策の具体的な方法』

労働基準法の改正が控えております。大手企業の新入社員の過労自殺事件から端を発した過重労働問題は、政府が推進する「働き方改革実現会議」に大きな影響を与えました。労基法改正のゆくえはもとより、重要な改正点は何か、その先にある私たちの会社の労務管理はどうあるべきか、どのような手法で長時間労働を是正していけばよいのか、不安は募ります。そこで今回は、「労基法改正」の解説とともに労務トラブルを未然に防ぐ「働き方改革を実現するこれからの労務管理」および



「長時間労働対策の具体的な方法」について説明します。【講師】

第2部 (30分)

『今の勤怠管理がもっとラクになります！

業務時間を90%削減する勤怠管理手法のご紹介』

政府を中心に「働き方改革」が進み、労基法改正など残業時間の管理は今まで以上に正しく管理されることが求められます。本セミナーでは、「勤怠管理サービス」が提供する、“業務時間削減”と“過重労働防止”の両視点における導入効果をご紹介します。

【講師】

株式会社オービックビジネスコンサルタント

株式会社workup人事コンサルティング

社会保険労務士内野光明事務所 代表・特定社会保険労務士
内野 光明氏

開催日：2018年6月7日(木)

時間：13:30～15:00 (受付13:00)

会場：足利地場産センター

住所：栃木県足利市田中町32-11

▼お申込者情報ご記入欄 FAX番号:0284-72-7116

必要事項をご記入のうえ、FAXにてご返信下さい。

**参加無料
事前申込制**

会社名			
ご住所	〒		
氏名	ふりがな	Eメール	
所属		役職	
TEL		FAX	

お問合せ先：柳田メディア株式会社 電話：0284-72-2222

〒326-0822 栃木県足利市田中町32-14 (2F)

HP

働き方改革

～過重労働解消キャンペーン結果～

長時間労働は健康障害に大きなリスクを伴うといわれております。
 労使間で協議してきた残業時間の上限規制を巡る協議も決着し、残業時間の管理はより厳しくなっています。また、厚生労働省が主体となり、毎年11月に行われている「過重労働解消キャンペーン」の結果が公表され、各県で結果が出ています。



働き過ぎではありませんか？



Q 長時間労働の削減に向けて、事業主が取り組むべきことは？

A 時間外・休日労働協定の内容を労働者に周知し、週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう。

【適正な労働時間の把握】
 労働時間把握として、雇用主は労働者の労働時間や残業時間を把握し、労働者の健康被害の防止に努めなければなりません。また、労働者の健康被害の防止に努めるため、労働者の労働時間を把握し、労働者の健康被害の防止に努めなければなりません。

【外・休日労働協定の周知】
 労働協約や就業規則等に労働時間や残業時間の規定がある場合は、労働者に周知する必要があります。また、労働者の健康被害の防止に努めるため、労働者の労働時間を把握し、労働者の健康被害の防止に努めなければなりません。

【週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう】
 労働者の健康被害の防止に努めるため、労働者の労働時間を把握し、労働者の健康被害の防止に努めなければなりません。

参考)過重労働解消キャンペーンサイト
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

【とちぎ労働局】重点監督の実施結果

【提供元】埼玉労働局：「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

実施事業場のうち、**59.4%**が法令違反

	重点監督実施事業場数	労働基準法令違反があった事業場数	主な違反事項		
			時間外労働関連	賃金不払残業	健康障害防止対策
栃木県 H28.11	143事業場 (100%)	85事業場 (59.4%)	47事業場 (32.9%)	14事業場 (9.8%)	5事業場 (3.5%)
栃木県 H27.11	74事業場 (100%)	58事業場 (78.4%)	36事業場 (48.6%)	9事業場 (12.2%)	16事業場 (21.6%)
全国平均 H28.11	7,014事業場 (100%)	4,711事業場 (67.2%)	2,773事業場 (39.5%)	459事業場 (6.5%)	728事業場 (10.4%)

○長時間労働対策・働き方改革について
 早急に対応したい Yes / No
 手間をかけたくない Yes / No

左記の様なお客様は裏面をご覧ください。